

評価書番号	4	評価書名	地方税の賦課徴収に関する事務
-------	---	------	----------------

特定個人情報保護評価書の再評価の概要

1 特定個人情報保護評価の再評価を行う理由

「地方税の賦課徴収に関する事務」にかかる特定個人情報保護評価書について、令和4年1月14日に評価・公表をしました。

この度、公表後、一定期間経過（注）したため、再評価を実施いたします。

（注）「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年 特定個人情報保護委員会規則第1号）の第15条により、特定個人情報保護評価については、直近の評価・公表（第三者点検委員会の実施を伴う再評価。評価書の修正（軽微な修正）による公表を除く。）から一定期間（指針により「5年」と規定）経過前に再評価をすることと定められているため。

2 評価書の変更内容について

主な変更は、次のとおりです。

変更箇所	変更内容	変更理由
【個人住民税課税台帳ファイル】【個人住民税課税台帳ファイル（eLTAX）】【滞納管理台帳ファイル】		
	特定個人情報ファイルの単位定義を見直し、「個人住民税課税台帳ファイル（eLTAX）」を廃止、各ファイルに記載内容を移設した。	大田区における単位定義ルールの原則に基づき、システム単位で特定個人情報ファイルを定義していたが、第5期 eLTAX 更改により機能が増え、従前の定義では評価書の記載が分かりにくくなるため見直しを行った。
【個人住民税課税台帳ファイル】【軽自動車管理台帳ファイル】【滞納管理台帳ファイル】		
	地方税外部連携システム導入に伴う修正	第5期 eLTAX 更改で追加される機能により、電子による自治体間での照会・回答が拡充されることによる見直しを行った。
【収納管理台帳ファイル】		
	番号法改正による情報提供ネットワークシステムを介した提供項目追加	番号法改正により、出入国在留管理庁が在留資格に関する事務を行う際、情報提供ネットワークシステムにより情報提供が受けられることに伴う見直しを行った。
【個人住民税課税台帳ファイル】【軽自動車管理台帳ファイル】【収納管理台帳ファイル】【滞納管理台帳ファイル】		
	各ファイルで共通する記載の見直し	ファイル間の文言整理等の修正を行った。

その他の変更箇所及び詳細説明等は、全項目評価書末尾の「（別添3）変更箇所」及び「別紙6」を参照してください。